

大阪市条例第31号

大阪市営住宅条例の一部を改正する条例

大阪市営住宅条例（平成9年大阪市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の規定の適用を受ける者及び福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第39条に規定する居住制限者にあつては第3号及び第8号）の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。ただし、次のいずれかに該当する者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>[ア～キ 略]</p> <p>ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項</p>	<p>(公営住宅の入居者資格)</p> <p>第5条 [同左]</p> <p>(1) [同左]</p> <p>[ア～キ 同左]</p> <p>ク [同左]</p>

<p>に規定する被害者で次のいずれかに該当するもの</p> <p>〔ア〕・(イ) 略</p> <p><u>(ウ) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項若しくは第2項に規定する女性相談支援センター又は配偶者暴力防止等法第3条第1項若しくは第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターから配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力(以下「配偶者からの暴力」という。)を理由に保護された旨又は対面により配偶者からの暴力に係る相談をした旨の証明書の交付を受けた者</u></p> <p>〔ケ 略]</p> <p>〔2)~(8) 略]</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>〔ア〕・(イ) 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>〔ケ 同左]</p> <p>〔2)~(8) 同左]</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市営住宅条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項第1号ク(改正後の条例第7条第2項(同条第3項の規定により読み替えられる場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に開始された市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合について適用し、同日前に開始された市営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みのあった場合については、なお従前の例による。